

加須市公共施設飲料自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

物件 番号	財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数	詳細 (図面等)
1	加須市民体育館（土地）東	加須市下三俣 590 番地	加須市民体育館玄関前 自動販売機 設置スペース (貸付箇所 3 台分のうち 東側の 1 台)	1.0×1.5m (約 1.5 m ²)	1 台	別紙「物件 調書 1」の とおり

備考 1 設置条件等は物件によってそれぞれ異なるので、別紙「物件調書 1」及び現地の状況を確認すること。

2 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地及び回収ボックス設置部分の面積を含む。

2 貸付期間

原則として 3 年間とする。(更新なし)

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 販売商品の種類等

① 種類 酒類を除く飲料とする。

② 販売価格 標準販売価格（定価）以下とする。

※ 商品の選定にあたっては、施設管理者と調整すること。

4 環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② フロン対策

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種を必須とする。

※「埼玉県グリーン調達推進方針」（平成 14 年 3 月策定）の自動販売機の基準によるものとする。（なお、同方針の基準は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」と同一）

5 災害救援ベンダー仕様

今回設置する自動販売機は、災害救援ベンダー仕様の自動販売機とする（必須）。これに伴い、設置者は加須市と「災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書」を締結し、災害時におけるサポートをすること。

6 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売システム機械工業会制定）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

③ 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会制定）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

7 費用負担

① 賃借料

- ・加須市の設定する予定価格（最低入札価格）以上で、一番高い価格をもって貸付料（年額）とする。
- ・賃借料の納付については、所管施設が別途発行する納入通知書により、各年度ごとに指定する期限までに納入すること。なお、納入した賃借料は返還しない。

② 電気料

- ・自動販売機の電気料は設置業者の負担とする。
- ・設置業者の負担で自ら個別メーターを設置する。なお、設置に当たっては、施設管理者の指示に従うものとする。
- ・消費電力量については、毎月報告し、その消費電力量に応じた使用電気料を各施設が指定する期限までに納入すること。

③ 設置費及び維持費

- ・自動販売機の設置及び維持管理にかかる費用は、設置業者の負担とする。

④ 原状回復費

- ・貸付期間終了後、原状回復にかかる費用は、設置業者の負担とする。

8 維持管理

- ① 原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で、販売商品に応じた回収箱を設置し、空き缶

等が散乱することのないよう、設置業者の責任で適切に回収、処分すること。

なお、販売商品に応じてごみ分別の必要が生じる場合、又は複数台設置の場合の回収箱設置等、施設の状況に応じて管理者の指示に従うこと。

- ② 自動販売機の商品補充、金銭管理等については、設置業者が行うこと。
- ③ 商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ④ 商品補充、つり銭補充、空き缶等の搬出の時間帯については、施設管理者と協議すること。
- ⑤ 加須市の責によることが明らかな場合を除き、盗難や破損事故等に関して、加須市は一切の責任を負わない。
- ⑥ 自動販売機が破損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用については設置業者の負担とする。
- ⑦ その他保守業務を随時行って維持管理に努めるほか、故障その他のクレーム発生時には、設置者の責任において即時対応すること。

9 売上金額の報告

年1回、設置箇所ごとに年度末の売上金額等の報告を行うこと。

10 貸付場所の返還

契約の満了及び解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して加須市の確認を受けること。

11 遵守事項

設置者は、賃貸借契約締結後から貸付期間満了までの間、以下の事項について遵守してください。

- ① 賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- ② 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- ③ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。
- ④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

12 その他特記事項

上記の一般的事項以外の事項については、別紙「物件調書1」に記載する。

(別紙)

物件調書 1

物 件 番 号	1		
財 産 名 称	加須市民体育館（土地）東		
所 在 地	加須市下三俣 590 番地		
貸 付 箇 所	加須市民体育館玄関前自動販売機設置スペース （貸付箇所 3 台分のうち東側の 1 台）		
貸 付 面 積	1.5 m ² （幅 1.5m、奥行 1.0m）	設置台数	1 台
電 源	☒ 有 ・ ☐ 無	水 道	☐ 有 ・ ☒ 無
施 設 概 要	【体育館開館時間】 午前 9 時から午後 9 時 45 分 【休館日】 施設の休館日は、次のとおりとする。 1)1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで 2)市長が管理運営上必要があると認めたとき 【年間館利用者数】 令和 7 年度 ・ 加須市民体育館 66,646 人 ・ 加須市民運動公園 74,300 人 【参考（売上実績）】 ・ 令和 6 年度 867,860 円（1 台あたり平均売上金額） ・ 令和 7 年度 811,390 円（1 台あたり平均売上金額）		
機 種 の 条 件	・ 災害対応型自動販売機（災害時に加須市災害対策本部から飲料提供の要請があったときは、住民に対して在庫飲料の無償提供が可能な自動販売機。） ・ 設置者は、加須市と「災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書」を締結すること。		
販売品目の条件	缶、ペットボトル等の清涼飲料水		
その他特記事項	・ 既設飲料自動販売機（缶、ペットボトルタイプ）を入替える。 なお、既設飲料自動販売機設置業者と設置業者は、必要に応じて、円滑に入替えるように協議する。 ・ 自動販売機の電気料は、設置業者の負担とする。 ・ 設置業者の負担で自ら個別メーターを設置する。 なお、設置に当たっては、施設管理者の指示に従うものとする。 ・ 同じ施設の同じ箇所に 3 台の自動販売機を設置するため、事業者の選定については、一抜け方式での入札とする。		

(別紙)

貸付箇所図（位置図・詳細図・写真等）

○加須市民体育館のスロープ入口付近にある貸付箇所3台分のうち東側の1台



(別紙)

○自動販売機設置イメージ

【貸付箇所 3 台分のうち 1 台】

